

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により  
宮城県行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

平成31年2月28日

宮城県行政不服審査会

次に掲げる不服事由のみによる生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求については、当審査会への諮問を要しないものとする。

- 一 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章の定めに基づく基準生活費の算定
- 二 生活保護法による保護の基準別表第1第2章7の定めに基づく介護保険料加算の認定
- 三 恩給法，厚生年金保険法，船員保険法，各種共済組合法，国民年金法及び児童扶養手当法等の法令に基づく給付で，6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当の収入の認定（当該収入から控除する特別徴収された介護保険料の認定に伴うものを含む。）